

1 具体的な施策

※事業名における★印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています。

基本目標1 すべてのライフステージに、切れ目ないサポートとワクワクを！

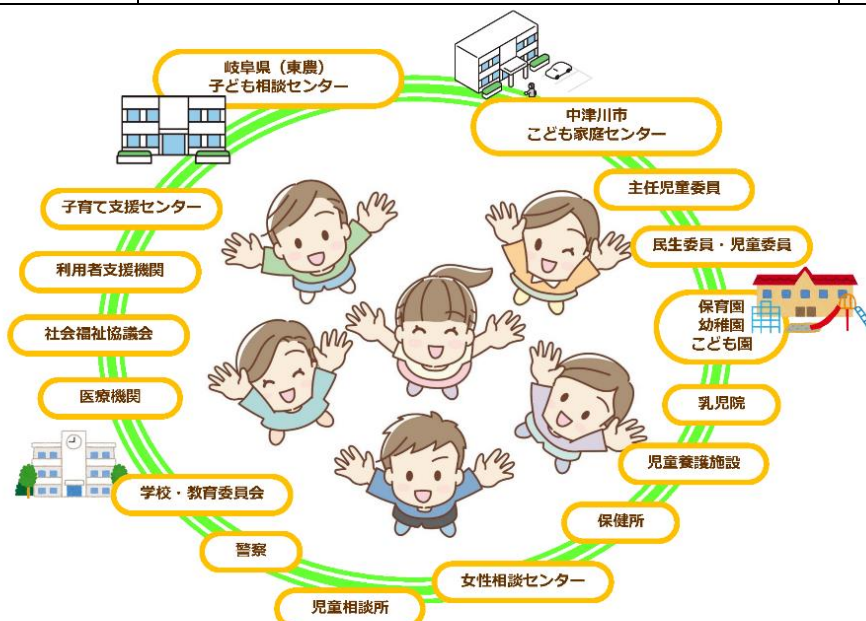
(1) こどもの誕生前から幼児期まで（妊娠・出産～小学校入学前まで）

■ 母とこどもの健康の確保

事業名	事業内容	担当課
★妊産婦健康診査	妊娠期の健康診査費用と出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を一部助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、母子の健康づくりにも寄与します。	健康医療課
妊婦に対する遠方の産科医療機関への交通費等の支援事業	安全安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現するため、遠方の産科医療機関等で健診・出産する必要がある妊婦に対して補助を行うことにより妊婦の経済的負担の軽減を図ります。	健康医療課
★産後ケア	心身の不調や育児不安があり、かつ家族からの支援を十分受ける事ができないお母さんが、安心して子育てができるよう、委託医療機関等での宿泊や通所を通じて、心身のケアと育児相談を行います。	健康医療課
乳幼児健康診査	3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行い、発達・発育状況の確認をし、育児不安の解消を図るとともにこどもの健やかな発達を促します。	健康医療課
★こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が全戸訪問し、子育ての相談や子育てに関する情報提供を行い、育児不安の軽減を図ります。	健康医療課
健康相談事業	妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援を行い、こどもの健やかな発達保障や育児不安への支援につなげます。	健康医療課
歯科保健事業	歯みがき教室（乳幼児、幼稚園、保育園、小中学校）を行います。医療機関委託による個別妊婦歯科健診を行います。	健康医療課
感染予防事業	予防接種法に基づき、定期接種を実施します。	健康医療課
妊娠期からの生活習慣病予防の推進	生活習慣病予防のための栄養・食生活改善の指導・支援を行います。関係機関と連携し、ライフステージに応じた取り組みを実施します。	健康医療課
産科医療体制充実事業	里帰り出産の受入れ・分娩体制の一層の充実を図ります。	病院事業部 (総務人事課)
就学前の「食育」指導の推進	幼稚園・保育園・こども園において四季を通じて、作物を育て、収穫し、調理をして食べる活動を通し食育に取り組み、身体や健康づくり、命の大切さ、仲間と協力し合うことを学びます。	幼児教育課
幼児相談（乳幼児の発達相談）	こどもの障がいや発達のつまづきを早期に発見し、適切な支援を行うために、乳幼児の発達相談を実施します。	幼児教育課

(2) 一体的な相談支援体制の推進

事業名	事業内容	担当課
★養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により養育に支援が必要であると判断される家庭を保健師、子ども家庭支援員等が訪問し、養育に関する相談支援を行います。	健康医療課 子ども家庭課
こども家庭センターの運営	すべての子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として「こども家庭センター」を運営し、地域資源や支援メニューを活用しながら、専任の相談員や支援員が妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、要支援家庭やヤングケアラー、ひとり親家庭など困難な状況にある子育て世帯やこどもへの支援を行います。	子ども家庭課
★子育て支援センターでの子育てなんでも相談（利用者支援事業）	子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言、関係機関との連絡・調整をします。また、子育て支援センターに利用者支援専門員を配置し、「子育てなんでも相談窓口」（基本型）や子育て家庭の身近な場所で気軽に相談できるよう出張相談を行います。	子ども家庭課
★要保護児童・DV防止対策地域協議会活動の実施	児童虐待や生活困窮など支援が必要なこどもや保護者、妊婦の早期発見や適切な支援を図るため、子ども相談センター、教育委員会、警察、保健センター等の関係機関が連携し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し虐待を受けているこどもや、養育支援が必要であるこどもや保護者、妊婦に対し、関係機関で適切な支援を図ります。	子ども家庭課
★地域子育て相談機関の設置推進	中学校区に1カ所を目安に子育てに関する身近な相談機関を設け子育ての状況把握や、子育てに関する不安解消を図ります。	子ども家庭課
主任児童委員、民生委員・児童委員との連携推進	地域の見守りや相談・支援活動を行う、主任児童委員、民生委員・児童委員との連携を推進し、支援が必要なこどもや、生活困窮にあるこども、ひとり親家庭などの福祉の増進を図ります。	子ども家庭課 高齢支援課
若者の相談支援事業	若者が生活のなかで感じている悩みなどを聞き、関係機関へつなぎます。	子ども家庭課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮に関する相談受付と自立に向けた支援を行います。	社会福祉課



3 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の移行等に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟なこどもの受け入れが可能な施設であり、本市においても令和6年度現在、幼保連携型認定こども園9園が認定を受けています。

中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画においても、少子化が進むなか、幼稚園・保育園別々では、こどもの育ちにとって適切な集団規模が確保できず、保育士が分散するなど運営も非効率であるため、親の就労の有無に関わらず利用できる「認定こども園」化を進めることとしています。

(2) 質の高い教育・保育の提供

幼稚園教諭と保育士が、幼稚園・保育園のお互いの役割や専門性、保育を相互理解するとともに、これからの教育・保育について学び合うための合同研修を開催します。

すべてのこどもの健やかな育ち、こどもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのあるこどもや特別な支援を要するこどもについて、個々に応じた適切な教育・保育が提供されるよう、合同研修を通じ、職員の資質向上に努めます。

(3) 教育・保育の一体的な提供及び推進

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せもち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では普及を図ることとされています。

保護者ニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進めるなかで、地域の実情に応じた認定こども園への移行を進めます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携

幼稚園、保育園、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものとなります。

この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。地域型保育事業と幼稚園、保育園、認定こども園との相互の連携を図るなかで切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。

(5)幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、こどもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換、合同研究など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、岐阜県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、岐阜県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、岐阜県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。